

退蔵水銀使用廃製品の分別回収に係る質疑応答集

Q1 なぜ分別回収するのか。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第17条により、地方自治体等に対し、水銀使用廃製品の分別回収に努めるよう法施行されました。

明石市では、水銀使用廃製品のうち、水銀含有量の多い退蔵水銀使用廃製品（水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計）から順次分別回収することとしました。

Q2 水銀体温計等をどこへ持っていったら良いのか。

本庁舎・各市民センター・明石クリーンセンターに回収ボックスを設置し、拠点回収を行っていますので、各施設の執務時間内にお持ち込みください。

Q3 持っていくのはいつでもいいのか。

平成28年12月19日（月）から、本庁舎・各市民センター・明石クリーンセンターにて拠点回収を行っていますので、各施設の執務時間内にお持ち込みください。

Q4 壊れたもの（水銀洩れなし）でも引き取ってくれるのか。

壊れていても受け付けています。金属水銀はそのままでは毒性が高くないものの、空気中で放置しておくと少しずつ気化します。破損し、水銀が洩れている場合は堅い紙などで手に直接触れないようにすべて集めて、密閉出来るガラス瓶かポリ袋に入れて密封しお持ち込みください。

Q5 燃やせないごみの日に出すことは出来ないのか。

「燃やせないごみ」として排出せず、本市の「水銀の環境への排出を削減する取組」にご理解いただき、退蔵水銀使用廃製品の分別回収にご協力ください。

Q6 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計だけなのか。

拠点回収場所に持ち込める水銀使用廃製品は、明石市のご家庭で使用していた水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計となります。なお、電子式の体温計【ピピッと音が出るもの】・血圧計【スイッチで動作するもの】、アルコール温度計【赤い表示のもの】等は、対象外となりますのでご注意ください。

Q7 回収された水銀体温計等はどうなるのか。

分別回収した水銀使用廃製品は、水銀処理委託業者により適正に処理されます。

Q8 何個でも構わないのか。

家庭にあったものであれば、何個でも持ち込めます。個数の制限はありません。

Q9 市外の居住者はだめなのか。

市外からの受け入れはできません。家庭から排出される廃棄物は、各自治体で収集・処理しなければならないため、お住まいの自治体の排出方法をご確認ください。

Q10 無料で引き取ってくれるのか。

家庭から排出される水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計は、無料で引取ります。

Q11 水銀の有害性について知りたいのですが。

環境省ホームページ「水俣病の教訓と日本の水銀対策」、環境省国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター「水銀と健康」パンフレットなどで確認することができます。市のホームページにもリンクを掲載しておりますのでご覧ください。

Q12 水銀は、体温計、温度計、血圧計以外にどのような製品に使われているのか。

身近な製品代表的なものとして蛍光灯、ボタン電池があります。拠点回収では、水銀含有量が多く、家庭内に使用されずに保管されている水銀体温計と水銀血圧計ならびに水銀体温計が対象となります。

Q13 病院などのものは引き取ってくれるのか。

病院や事業所でご使用になられていたものは、産業廃棄物として適正に処理してください。

Q14 そのほかの水銀使用廃製品は、どのように出せばよいですか。

蛍光灯は、「燃やせないごみ」として、地域の決められた日にごみステーションへお出してください。

ボタン電池等の水銀が使用されている電池は、自主回収されてる販売店へお持ち込みください。

Q15 そのほかの水銀使用廃製品は、回収しないのですか。

今後、他都市の状況を踏まえまして、蛍光灯などの水銀を使用している廃製品の効率的な回収方法及びその推進に必要な施策等を講じたいと考えています。